

あなたも年金を増やしませんか？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で779,300円です。

老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。

これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が安くなるというメリットもあります。

1 付加年金 ～ちょっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、免除等を受けていない自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に、月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に、200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

この様に、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば、付加保険料を10年間(120月)納付したとします。
 【納めた総額】400円×120月=48,000円
 【1年間に支給される額】200円×120月=24,000円

2 国民年金基金 ～選んで増やせる～

第1号被保険者の方は、サラリーマンや公務員(第2号被保険者)のように、国民年金に上乗せして厚生年金に加入している方と比べると、老後に受けられる年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が国民年金に上乗せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すると、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の『二階建て』のしくみとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。

国民年金基金に加入できる方は、国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方(農業者年金加入者を除く)及び60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方です。

国民年金基金の年金(給付)の型は、受取期間や遺族一時金の有無などの違いにより7種類の型がありますので、自分にあった年金設計ができます。

ご相談・資料請求は、**北海道国民年金基金**まで。
 フリーダイヤル ☎ 0120(65)4192 に直接ご連絡ください。

3 過去に保険料の納付を免除された期間はありませんか？ ～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、あとから納めること(追納)により年金額を増やすことができます。

追納を行う場合は、年金事務所で申し込みを行っていただき、承認を受けたうえで、送付される納付書でお支払いしていただきます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成30年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成30年度に追納する場合の月額				
年 度	全額免除 納付猶予 学生特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成20年度	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
平成21年度	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
平成22年度	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
平成23年度	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
平成24年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成25年度	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
平成26年度	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
平成27年度	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
平成28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
平成29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

※平成27年度分以前の保険料には加算額が上乗せされています。

所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税(第1期分)

納付期間

平成30年7月1日～7月31日

※土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただく制度があります。この制度を「予定納税」といいます。
 (注)平成30年分の予定納税基準額については、復興特別所得税相当額を含めて計算しています。

納付する税額

予定納税が必要な方には、6月中旬に池田税務署から「平成30年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書の第1期分の金額が納付する税額です。
 また、予定納税額の計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

予定納税の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由により、平成30年6月30日(土)の現況で、平成30年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成30年7月17日(火)までに「予定納税額の減額申請書(※)」を池田税務署に提出してください。なお、池田税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。
 ※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口でも用意しています。

予定納税額の納付

振替納税を利用している方	納期限(平成30年7月31日(火))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。なお、振替納税に係る領収書は発行されませんので、ご注意ください。
上記以外の方	納期限までに金融機関又は池田税務署の窓口で納付してください。 第1期分の納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。 また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけますので、手続については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

申込み・問合せ先

付加年金・追納 → 日本年金機構帯広年金事務所 ☎0155(25)8113
 国民年金基金 → 北海道国民年金基金 ☎0120(65)4192

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213

問合せ先

十勝池田税務署 ☎(572)2171